

## 社会医療法人の認定要件について

- (1) 同一親族等関係者の制限
  - ① 社会医療法人の役員について、各役員と特殊の関係がある役員が役員総数の3分の1を超えていないこと
  - ② 社会医療法人の社員（評議員）について、各社員（評議員）と特殊の関係にある社員（評議員）が社員（評議員）総数の3分の1を超えていないこと
- (2) 救急医療等確保事業の実施（実績の要件等があります。）
  - ① その医療法人が、救急医療等確保事業（その医療法人が開設する病院又は診療所の所在地の都道府県が作成する医療計画に記載されたものに限る）に係る業務をその病院又は診療所の所在地の都道府県にて行っていること。

救急医療等確保事業とは、

    - イ 救急医療
    - ロ 災害時における事業
    - ハ へき地の医療
    - ニ 周産期医療
    - ホ 小児医療（小児救急医療を含む）
    - ヘ ①から⑤の医療のほか、都道府県知事はその都道府県における疾病の発生の状況に照らして特に必要と認める医療をいう。
  - ① 救急医療等確保事業の業務について、次に掲げる事項に関し厚生労働省が定める基準に適合していること。
    - イ その業務を行う病院又は診療所の構造設備（＝物的要件）
    - ロ その業務を行うための体制（＝人的要件）
    - ハ その業務の実績（＝実績要件）
- (3) 公的な運営に関する要件に適合  
その医療法人の運営が、公的な運営に関する厚生労働省令で定める要件に適合するものであること
  - ① 社会医療法人の運営に関して
    - イ 理事及び監事の定数
    - ロ 理事及び監事、評議員の選任方法
    - ハ 同一団体関係者の制限
    - ニ 理事及び監事、評議員に対する報酬等の支給制限を定める
      - ※ 従来特定医療法人に定められていた役員報酬の上限規定（いわゆる3,600万円上限規定）は、社会医療法人には定められませんでした。
    - ホ 社会医療法人関係者に対する特別利益供与禁止

へ 営利事業を営む者等に対する特別利益供与禁止

ト 遊休財産の保有制限

チ 株式等の保有制限

リ その他欠格事由

② 社会医療法人の事業に関して

イ 診療収入の制限

ロ 自費患者に対する請求方法の規制

ハ 医業利益の制限

(4) 残余財産の帰属先の制限

その医療法人の定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国、地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させる旨を定めていること